

岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領

策 定	平成24年3月23日	清流第771号
改 正	平成25年3月21日	清流第591号
改 正	平成25年6月24日	自然第225号
改 正	平成26年4月1日	自然第57号
改 正	平成27年4月1日	農村第69号、自然第73号
改 正	平成29年4月1日	農村第1144号、自然第822号
改 正	平成30年3月29日	農村第1305号、環企第960号
改 正	平成31年3月27日	農村第1397号、環企第1010号
改 正	令和2年3月18日	農村第1015号、環企第8815号
改 正	令和2年9月10日	農村第666号、環企第509号
改 正	令和3年3月25日	農村第957号、環企第725号
改 正	令和4年3月25日	農村第1015号
改 正	令和4年4月28日	農村第117号
改 正	令和5年3月17日	農村第990号
改 正	令和6年3月22日	農村第1177号
改 正	令和7年4月1日	農村第20号

第1 趣旨

本事業は野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害の軽減及び生態系の保全を図ることを目的とし、事業の実施について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 対象事業

補助対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) ニホンジカの捕獲推進事業

① わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業

地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制の整備の支援

② 個体数調整捕獲事業

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）（以下「法」という。）第9条第1項の管理の目的のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的として行う捕獲（以下「個体数調整捕獲」という。）

(2) ニホンザル被害対策支援事業

① 安心と共生のニホンザル対策事業

ニホンザルによる農作物被害の軽減のため、モデル的な取組みの募集及びその実践に対する支援

② 個体数調整捕獲事業

法第9条第1項の管理の目的のうち、個体数調整捕獲

(3) カワウ等被害対策支援事業

カワウ、カワアイサ及びサギ類（以下「カワウ等」という。）の被害対策活動に対する支援

(4) 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業

法第9条第1項の管理の目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として行う捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）等に従事する市町村職員等の育成

第3 事業主体

要綱別表第1の補助事業者の欄に定める「団体等」は次のとおりとする。

- (1) 県内に本社または本店、活動拠点を有している法人（法人格を有すること。会社法人、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等法人格は問わない。）であって、次の要件をすべて具備しているもの。

- ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
- ② 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

- ③組織を運営する規則(会則等)を有すること。
 - ④宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
 - ⑤特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的とする団体等でないこと。
 - ⑥暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (2) 県内に主たる活動拠点をおく団体であって、第3(1)①から⑥の要件をすべて具備しているもの。
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記1第1の3に基づき設置された協議会（以下「地域協議会」という。）

第4 補助対象経費等

事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

第5 事業実施方法

1 第2の(2)①の場合

- (1) 知事は取組みを公募し、評価会議にて評価を実施し、知事が選定した団体等に対し費用を補助する。
- (2) 事業を実施しようとする団体等は、知事が別に定める募集要領により、活動を実施する市町村の同意を得たうえで事業実施提案書を提出する。
- (3) 知事から選定の通知を受けた団体等は、通知を受けてから1ヶ月以内に事業実施申請書（別記様式第1号）に事業実施計画書（別記様式第2号）を添付して、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、第5の1(3)の規定による事業計画書を審査し、予算の範囲内において、事業計画承認を行い、別記様式第3号により通知する。

2 第2の(2)①以外の場合

- (1) 事業の実施申請は、第4号様式に、事業計画書（第1号の1～5様式）及び支払予定経費明細書（第3号様式）を添付して行う。
- (2) 知事は、第5の2(1)の規定による事業計画書を審査し、予算の範囲内において、事業計画承認を行い、第5号様式により通知する。

（事業実施申請の提出先）

事業		提出先
1 ニホンジカの捕獲推進事業	(1) わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業	農林事務所農業振興課
	(2) 個体数調整捕獲事業	農林事務所農業振興課
2 ニホンザル被害対策支援事業	(1) 安心と共生のニホンザル対策事業	農林事務所農業振興課
	(2) 個体数調整捕獲事業	農林事務所農業振興課
3 カワウ等被害対策支援事業		農林事務所農業振興課
うち広域団体が実施する事業		農村振興課
4 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業		農林事務所農業振興課
うち広域団体が実施する事業		農村振興課

第6 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類に定める「要領に定める書類」は次のとおりとする。
 - (1) 第2 対象事業のうち(1)②、(2)②及び(3)において対象鳥獣の捕獲を実施する場合、「許可証」の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 交付申請の時期は、別に定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、第6号様式により通知する。

第7 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更、事業の中止又は廃止を行うときは、実施計画の変更承認申請書（第2の(2)①は別記様式第1号及び第2号、第2の(2)①以外は第7号様式）

に次の書類を添付の上、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書のうち、当該変更にかかるもの（第2の(2)①を除く。）
- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるこの要領に定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 3割を超える事業費の増減（第2の(1)②及び(2)②を除く。）
 - (2) 補助金の額の増額
 - (3) 事業内容の変更（当初計画になかった支出項目を追加する時。ただし第2の(2)①を除く。）
- 3 知事は、第7の1に係る申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる際は実施計画の変更承認通知書（第8号様式、第2の(2)①にあつては別記様式第3号）により通知する。

第8 補助金の変更交付申請

- 1 事業主体は、補助金交付決定通知を受けた後に、第7の1に係る変更が生じた場合は、速やかに、要綱第5条第3項に規定する事業変更承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる際は、補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により通知する。

第9 事業の着手

事業の着手は、原則として第6の4の交付決定に基づき行うものとする。ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（第10号様式）を知事に提出するものとする。

第10 事業の周知

- 1 事業実施主体は、事業の実施にあたって、購入した備品、オリ、処理設備、銃器、保管庫等に清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した旨を表示するとともに、事業従事者や銃猟免許等の取得者に対して、清流の国ぎふ森林・環境基金を活用した事業である旨を周知する。
- 2 事業実施主体は、知事の求めに応じ、本事業による活動状況を県主催事業等の場において発表する。

第11 実績報告等

- 1 事業の実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - ア 第2の(2)①の場合
 - (1) 事業実績報告書（別記様式第4号）
 - (2) 活動記録簿（別記様式第5号）
 - (3) 支出に係る証拠書類（領収書又は支出金調書等の支払内容と金額及び支出先が確認できる書類）
 - イ 第2の(2)①以外の場合
 - (1) 実績報告書（第11号の1～5様式）
 - (2) 支払経費明細書（第12号様式）
 - (3) 支出に係る証拠書類（領収書又は支出金調書等の支払金額と支出先が確認できる書類）
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、第13号様式により通知する。

第12 補助金の交付

補助金の交付は、要綱第9条の規定により行う。

第13 事業実施後の活動状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施翌年度以降の活動・活用状況について（カワウ等被害対策支援事業にあつては、猟銃免許新規取得者及び更新者の捕獲活動及び当事業においてドローンを購入した場合に限る。）第14号様式（第2の(2)①にあつては別記様式第6号）により、知事に報告するものとする。なお、対象事業及び報告期限等については、次表のとおりとする。

	対象事業	対象とする活動期間	報告期限	添付書類
1	ニホンジカの捕獲推進事業 (1) わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業	事業実施年度の翌年度から 3年間	毎年 4月末日	第15号の1
2	ニホンザル被害対策支援事業 (1) 安心と共生のニホンザル対策事業	事業実施年度の翌年度から 3年間	毎年 4月末日	別記様式 第6号
3	カワウ等被害対策支援事業 猟銃免許新規取得者及び更新者の捕獲活動	事業実施年度の翌年度	翌年度 10月末日	第15号の2
	カワウ等被害対策支援事業 ドローンを購入した場合	事業実施年度の翌年度から 3年間	毎年 4月末日	第15号の3
4	被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業	事業実施年度の翌年度から 3年間	毎年 4月末日	第15号の2

2 知事は、必要と認めるときは、上記以外にも事業実施主体に対して、事業実施年度及び事業実施翌年度以降の活動状況について報告を求めることができる。

第14 その他

- 1 知事は、事業計画の承認にあたり、申請者に対して必要に応じて、書類等の提出を求め又は現地の調査等を実施することができる。
- 2 知事は、事業実施にあたり、必要と認める場合、申請者に対し報告を求めることができる。
- 3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。
- 4 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年度予算に係るものから適用する。

ただし、この要領の適用の日が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第6号）の施行前である場合には、「第2(1)②個体数調整捕獲事業」の規定の適用については、この規定中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」と、「管理の目的のうち、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」とあるのは「第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整」と、「第2(3)有害鳥獣捕獲等に従事する市町村職員の育成事業」の規定の適用については、この規定中「管理の目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」とあるのは、「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」とする。

附 則

この要領は、平成29年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、平成31年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月10日以降から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月28日以降から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年度予算に係るものから適用する。

別表

1 ニホンジカの捕獲推進事業

(1) わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業

事業実施主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
市町村 地域協議会	地域住民が、農林業被害や生活環境への被害の軽減を図るため、主体的にわな捕獲を行う体制を構築するために必要な経費に係る支援 ・報償費（講師、捕獲指導者謝金） ・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費） ・役務費（切手、郵送料、保険料） ・需要費（消耗品、材料等の購入費（単価 50 千円以下）、各種資料等の印刷費） ・使用料等（会議室等の賃料、機器レンタル料等） ・備品購入費（単価 50 千円を超える物品の購入に係る経費） ・工事請負費（捕獲個体埋設穴設置工事） ・負担金（狩猟免許取得費、研修会等への参加費） ・その他知事が認める経費 【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 1,000 千円/地区以内の額	・本事業では、捕獲体制を整備するための研修会の開催及び捕獲活動を実施するものとする。 ・事業実施者は地域住民とする。 ・捕獲体制の構成員は、地区（自治会）単位を基本とし、捕獲従事者及びその補助者、その他の協力者を合わせて 10 名以上とする。 ・事業実施者は、捕獲指導者を 1 名以上確保し、事業を実施すること。 ・講習会開催費、くくりわな、野生動物確認用センサーカメラ（SD カード、電池含む）、捕獲個体埋設穴設置工事、狩猟免許取得（講習会受講費、手数料）等の費用を対象とする。 ・原則、汎用性の高い消耗品並びに備品は対象外とする。 ・備品は、事業終了後の扱いを明確にして、事業実施者である地域住民が責任を持って維持・管理を行うこと。

(2) 個体数調整捕獲事業

事業実施主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
市町村	①ニホンジカの捕獲報償費 【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 通常区域：15 千円/頭 特別区域：20 千円/頭	・捕獲個体の確認方法については、別途通知する。但し、特別区域における捕獲確認については、GPS 機能付きカメラを用いる等、当該区域で捕獲されたことが確認できたニホンジカを対象とする。 ・特別区域は以下の地域を対象とする ①伊吹山麓（伊吹山周辺） ②乗鞍山麓（五色ヶ原の森周辺） （図面 1 を参照）
	②捕獲事業に必要な物品を購入するための消耗品費 【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 200 千円以内の額	・安全確保、住民への周知に必要なわな表示プレート、腕章、ベストや捕獲位置確認や加害獣確認に使用する目的の GPS 機能付きや赤外線撮影が可能なデジタルカメラ等の購入を対象とする。

2 ニホンザル被害対策支援事業

(1) 安心と共生のニホンザル対策事業

事業実施主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
安心と共生のニホンザル対策事業募集要領第5に規定する団体等	①ニホンザルによる農作物被害軽減のためのモデル的な取組みを実施するための経費 【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 3,000 千円以内/団体の額 ・賃金 ・報償費（講師、捕獲指導者謝金） ・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費） ・需要費（消耗品、材料等の購入費（単価 50 千円以下）、各種資料等の印刷費） ・役務費（切手、郵送料、保険料） ・委託料 ・使用料等（会議室等の賃料、機器レンタル料等） ・報酬 ・備品購入費（単価 50 千円を超える物品の購入に係る経費） ・原材料費（捕獲のためのエサ代を含む） ・工事請負費（捕獲個体埋設穴設置工事） ・負担金（狩猟免許取得費、研修会等への参加費） ・その他知事が認める経費	・本事業ではニホンザル対策のモデル的な取組みを実施する団体等を支援する。 ・知事は取組みを公募し、評価会議にて評価を実施し、知事が選定した団体等に対し費用を補助する。 ・事業実施者は実施地域をよく知るものとする（自治会、農事改良組合、各種団体等） ・講習会開催費、捕獲機材、追い払い資材、野生動物確認用センサーカメラ（SD カード、電池含む）、捕獲個体埋設穴設置工事、狩猟免許取得（講習会受講費、手数料）等の費用を対象とする。 ・原則、汎用性の高い消耗品並びに備品は対象外とする。 ・備品は、事業終了後の扱いを明確にして、事業実施者である団体等が責任を持って適正に維持・管理を行うこと。

(2) 個体数調整捕獲事業

事業実施主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
市町村	①ニホンザルの捕獲報償費 【補助率】 10/10 以内で予算の範囲内の額 15 千円/頭	・捕獲個体の確認方法については、別途通知する。
	②捕獲促進費 【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 200 千円以内の額	・安全確保、住民への周知に必要な表示プレート、腕章、ベストや捕獲位置確認や加害獣確認に使用する目的の GPS 機能付きや赤外線撮影が可能なデジタルカメラ等の購入、ICTを活用した捕獲システムの稼働に必要な通信費、誘引餌等の経費を対象とする。

3 カワウ等被害対策支援事業

事業実施主体	補助対象経費、補助率及び補助限度額	実施基準
市町村、岐阜県漁業協同組合連合会、漁業協同組合(第5種共同漁業権の免許を受けた組合に限る。)、特定非営利活動法人及び地域協議会	(全事業主体を対象とする経費) ・カワウ等の捕獲及び追い払いに係る経費 ・事業実施に必要な生息状況調査にかかる経費 ・事業実施計画の検討及び事業実施結果の検証等、当事業の実施のため必要な会議に係る経費(連携した対策の実施を推進するため、事業実施に係る複数の団体が出席するものに限る。また、当事業以外の内容を含むものは除く。) ・その他被害対策に係る経費 (岐阜県漁業協同組合連合会及び漁業協同組合を対象とする経費) ・第一種狩猟免許又は第二種狩猟免許の取得(更新を含む。)の申請、当該免許の取得に係る講習会受講並びに銃所持許可(更新を含む。)に係る経費(当該免許取得者、更新者又は銃所持者がカワウ等の捕獲に従事する場合に限る。) (対象科目) ・賃金(カワウ等の捕獲又は追い払い等、直接被害対策を行うためのものに限る。当事業の実施のため必要な会議に係るものは除く。) ・報償費 報償及び賞賜金(当事業に係る助言を得るための有識者等の会議出席に係る報償金並びにカワウ等の捕獲又は追い払い等、直接被害対策に従事する者に係る報償金。) 買上金(狩猟期間中の狩猟鳥獣の買い上げは、1羽につき5,000円を上限とする。) ・旅費 費用弁償(当事業に係る助言を得るための有識者等の会議出席に係る費用弁償並びにカワウ等の捕獲又は追い払い等、直接被害対策に従事する者に係る費用弁償等) ・需用費 消耗品費(銃弾、ビニールひも、防鳥糸、防鳥テープ、防鳥網、ロケット花火及び爆竹等、カワウ等の被害対策に係る業務に必要な消耗品(単価50千円以下の物品)に係るもの) 燃料費(現地調査及び連絡調整等に係る燃料費) 印刷製本費(捕獲申請書類印刷費及び写真現像代等) ・役務費 役務費(通信運搬費及び手数料等) 保険料(ドローン保険料等) ・委託料 業務委託料(カワウ等の捕獲や専門家による生息状況調査に限る) ・使用料及び賃借料(会場借上料(当事業の実施のため必要な会議に係るもの)、自動車借上料及び船舶借上料等) ・その他知事が認める経費 ただし、カワウ等被害対策に使用するドローンを除き、備品購入費(単価50千円を超える物品の購入に係るもの)は対象外とする。 【補助率及び補助限度額】 10/10以内で予算の範囲内の額 (ただし、ドローンにかかる物品購入費は1/2以内の額) 1,800千円/団体以内の額	・カワウ等の捕獲又は追い払いの少なくとも一方は必ず実施すること。 ・実施する事業が他の補助金又は交付金の対象とならないこと。 ・賃金、報償費、旅費については、団体規約等で上限の定めがある場合は、対象金額をそれ以下の額とし、根拠となる部分の写しを提出すること。 ・捕獲業務以外の委託については、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると県が認める場合に限り委託することができる。 ・カワウ等被害対策に係るドローンの購入を認める条件は以下のとおりとする。 ① カワウ等被害対策にのみ使用すること。 ② 購入年度の翌年度から3年間は活用状況を報告すること。 ③ ドローン保険料を除く維持管理に係る経費は事業実施主体が負担すること。

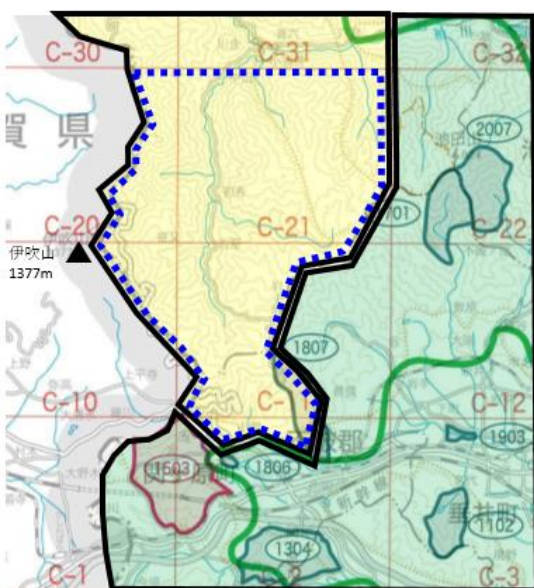
4 被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業

事業実施主体	補助対象経費及び補助率	実施基準
市町村、農業協同組合、森林組合、農業共済組合、漁業協同組合、岐阜県漁業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会岐阜県本部	①市町村等職員及び市町村長が推薦する者の狩猟免許（第一種銃猟）、銃所持許可、猟銃及び保管庫の取得のために必要な経費（講習会参加費を含む。）に対する補助金 【補助率及び補助限度額】 10/10 以内で予算の範囲内の額 500 千円/人	- 市町村職員は常勤、非常勤を問わない。 - 農業協同組合、森林組合、農業共済組合、漁業協同組合、岐阜県漁業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会岐阜県本部の職員（常勤・非常勤を問わない）で、各所属団体の長が推薦する者 - 市町村長が推薦する者は、鳥獣被害対策実施隊員もしくは隊員となることが確実な者であること（事業実施主体は市町村に限る）。 - 猟銃は有害捕獲を目的としたものに限る。 - 本事業により銃猟免許を取得する者は、事業実施年度の翌年度から3年間は被害防止捕獲又は個体数調整捕獲の従事者として従事すること。

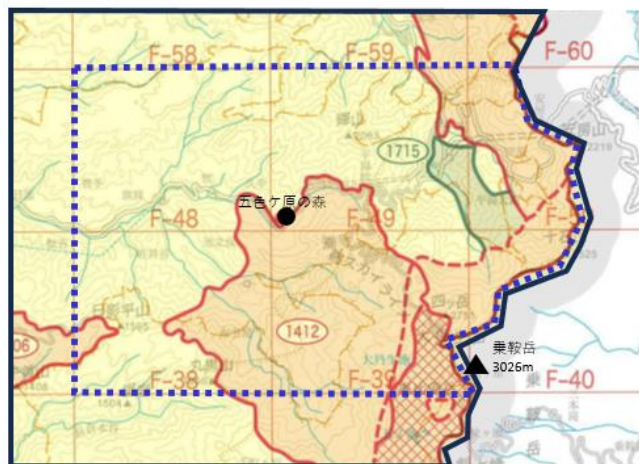
図面1 ニホンジカの個体数調整捕獲事業 特別区域

5km×5km

①伊吹山麓（伊吹山周辺地域）



②乗鞍山麓（五色ヶ原の森周辺地域）



特別区域凡例

	特別区域
	奥山地域
	里地・里山地域

令和6年度岐阜県鳥獣保護区等位置図

凡例		鳥獣保護区		指定猟法禁止区域 (面製散弾の使用禁止)
		特別保護地区		自然公園 特別保護地区
		休猟区		林野庁所管 国有林
		特定猟具(銃) 使用禁止区域		